

### 第3 社会福祉法人の資産

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければなりません（法第25条）。

#### 1 資産の所有等

法人は、社会福祉事業を行うのに直接必要なすべての物件について所有権を有することが必要とされています。もっとも、これにより難しい場合は、例外的に国又は地方公共団体からの貸与又は使用許可を受けることによりこれに替えることができます。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることとしても差し支えありません。

ただし、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければなりません。

※ 資産の所有の特例については、社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日厚生省社会・援護局長等通知）別紙1「社会福祉法人審査基準」（165頁）を参照してください。

#### 2 資産の区分

社会福祉法人の資産は、基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産に区分されます。

##### (1) 基本財産

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものですから、これを処分し、又は担保に供する場合には、所轄庁（法第30条に規定する所轄庁）の承認を受けなければならない旨を定款に明記します。

イ 社会福祉施設を経営する法人は、全ての施設について、その施設の用に供する不動産は、基本財産としなければなりません。ただし、全ての社会福祉施設の用に供する不動産が、国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けている場合にあっては、1,000万円（平成12年12月1日より前に設立された法人の場合は、100万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限ります。）を基本財産として有していなければなりません。

また、設立当初完成していない建物については、定款への記載はできないため、竣工後に所有権の登記を行った後、速やかに定款変更を行う必要があります。

ウ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除きます。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1

億円以上の資産を基本財産として有していなければなりません。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は、当該法人の安定的運営が図れるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができます。

エ 居宅介護等事業（母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業又は障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限ります。））の経営を目的として法人を設立する場合については、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えありません。

オ 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合については、「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えありません。

カ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合については、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（厚生労働省社会・援護局長通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えありません。

キ 社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除きます。）及び共同募金会にあっては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有していなければなりません。ただし、市町社会福祉協議会にあっては、300万円と10円に当該市町の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とします。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えありません。

ク イからキまで以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えありません。

## (2) その他財産

ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産となります。

イ 法人を設立する場合にあっては、必要な資産としてその他財産のうちに当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければなりません。

なお、介護保険法上の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上の障害福祉サービス又は児童福祉法上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援に該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいです。

ウ その他財産の処分等に特別の制限はありませんが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意する必要があります。

### (3) 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理する必要があります。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えありません。

## 3 資産の管理

- (1) 基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除きます。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産として常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があります。次のような財産又は方法で管理運用することは、適当ではありません。ただし、所轄庁が法人の規模や財務状況を踏まえ、当該管理運用方法について、安全、確実な方法によることに準ずるものと認める場合及び法人が法令、定款等に定めるところにより、社会福祉事業としての貸付を行う場合はこの限りではありません。

- ア 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）
- イ 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
- ウ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）
- エ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）

- (2) 基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産）の管理運用にあたっては、安全、確実な方法で行うことが望ましいとされています。

また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められています。

なお、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られています。ただし、上記にかかわらず、以下の要件を満たす場合には、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能です。

- ア 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること。
- イ 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること。
- ウ 未公開株への拠出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること。

- (3) 法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があります。

## 4 その他

- (1) 社会福祉法人の設立に際して、寄附が予定されている場合には、法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すことから、次の要件を満たさなければなりません。
  - ア 書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写し等により確認できること。
  - イ 寄附者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄附が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等により確認できること。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄附金が予定されている場合には、次の要件を満たさなければなりません。
  - ア 前記(1)ア及びイの要件が満たされていること。
  - イ 個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていないなければならないこと。(年間の寄附額が概ね課税所得の25%以下)
  - ウ 完済時(10～20年後)まで寄附できる年齢であること。